○神奈川県青少年保護育成条例施行規則

新	旧
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)
(有害図書類とする図書類等の内容)	(有害図書類とする図書類等の内容)
第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるも	第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるも
のは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した	のは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した
絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。	絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。
(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに	(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに
該当するもの	該当するもの
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 人同士の愛ぶの姿態	ウ 男女間又は同性間の愛ぶの姿態
エ~カ (略)	エ〜カ (略)
(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの	(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
ア 性交、性交を連想させる行為又は性器の接触行為(イ又はウに該当す	ア 性交又はこれを連想させる行為
<u>るものを除く。)</u>	
イ 強制性交等その他の陵辱行為	イ 強姦その他の陵辱行為
(削除)	ウ 同性間の行為
<u> </u>	工 (略)
2 (略)	2 (略)
第 4 条~第22条 (略)	第 4 条~第22条 (略)